規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の規定による許可であって、同条第七項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の規定による許可であって、同条第二項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第六項の規定による許可であって、同条第一項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る業を行う者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三第一項の規定による認定であって、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	特定被災区域内において当該認定に係る施設を設置している者
自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第四項において準用する同法第十七条第二項の規定に基づく条件により、令和九年一月二十六日以前に当該許可に係る行為を行うことができる期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る行為を行う者
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十条第一項の規定による第一種動物取扱業の登録であって、同法第十三条第一項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内に当該登録に係る事業所を有する者
動物の愛護及び管理に関する法律第二十六条第一項の保管の許可であって、動物の飼養又は保管の許可に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第一号）第十八条の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内において当該許可に係る動物の愛護及び管理に関する法律第二十六条第一項の特定飼養施設を有する者
公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第五条第一項の申請であって、同条の規定により、令和九年一月二十六日以前にその申請期間が満了するもの	特定被災区域内に居住地を有する者

公害健康被害の補償等に関する法律第二十四条第一項又は第二項の規定による療養の費用の支給の請求であって、同条第四項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその請求期間が満了するもの	特定被災区域内に居住地を有する者
公害健康被害の補償等に関する法律第二十九条の補償等に関する法律第三十四条の規定による遺族補償一時金の支給の請求又は同法第三十五条第一項若しくは第三項の規定による遺族補償一時金の支給の請求であって、同法第七条の規定により、令和九年一月二十六日以前にその請求期間が満了するもの	特定被災区域内に居住地を有する者
公害健康被害の補償等に関する法律第四条第一項の規定による療養の費用の支給の請求であって、同条第二項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその請求期間が満了するもの	特定被災区域内に居住地を有する者
公害健康被害の補償等に関する法律第四十条第一項の規定による療養手当の支給の請求であって、同条第二項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその請求期間が満了するもの	特定被災区域内に居住地を有する者
公害健康被害の補償等に関する法律第四十一条第一項の規定による葬祭料の支給の請求であって、同条第二項において準用する第三十七条の規定により、令和九年一月二十六日以前にその請求期間が満了するもの	特定被災区域内に居住地を有する者
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十九条の規定による飼養の登録であって、同項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	特定被災区域内に当該登録に係る住所（法人にあっては主たる事務所）を有する者
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第五条第一項の規定による飼養等の許可であって、同条第六項第四号の規定により、令和九年一月二十六日以前に当該許可に係る放出等を行うことができる期間が満了するもの	特定被災区域内に当該許可に係る住所（法人にあっては主たる事務所）を有する者